(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6 年 6 月 17 日

長野県知事様

提出者

住 所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

氏 名 御代田町長 小 園 拓 志 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0267-32-3111

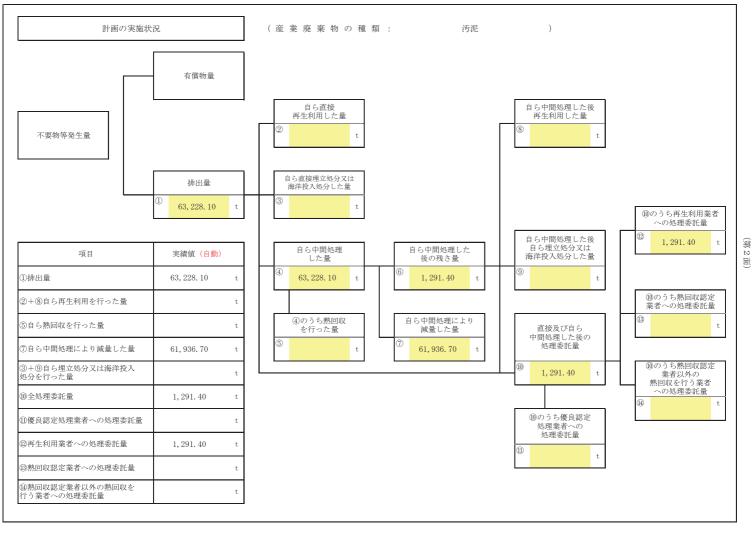
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和5 年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公共下水道終末処理場 御代田浄化管理センター
事業場の所在地	長野県北佐久郡御代田町大字御代田3029番地1
事業の種類	水道業、下水道業、下水道処理施設維持管理業 (3631)
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

	項目		目標値		項目	目標値
排	出	量	72,000	t	全 処 理 委 託 量	1, 280 t
自らる	再生利用を	·行う			優良認定処理業者への	
産業	廃 棄 物	の量		t	処 理 委 託 量	t
自ら	熱回収を	行う			再生利用業者への	1, 280
産業	廃 棄 物	の量		t	処 理 委 託 量	1, 200 t
自ら中	間処理により減	量する	70, 720		認定熱回収業者への	
産業	廃 棄 物	の量	10, 120	t	処 理 委 託 量	<u>t</u>
海洋	埋 立 処 分 役入処分を 廃 棄 物	・行う		t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託 量	
・事務処	理欄					

(日本工業規格 A列4番)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画 に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
- (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
- (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
- (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
- (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
- (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
- (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
- (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
- (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
- (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
- (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
- (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
- (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
- (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
- (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者 への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値 を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産 業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 5 年度産業廃棄物処理計画実施状況 (産業廃棄物の実績の量)

単位: t

	令和	່	牛皮座耒廃	業物処理計	画実施状況	(座耒廃業物	がの美額の重	[)									単位: t
			自社内処理									委託処理					
													⑩の委託	壬量の内訳(重複する場合もあり)			
産業廃棄物の種類	排出量	自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分又は海洋 投入処分した 量	自ら中間処理した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理し た後再生利用し た量	自ら中間処理し た後自ら埋立処 分又は海洋投入 処分した量	利用を行った量	③+⑨自ら埋 立処分又は海 洋投入処分を 行った量	直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	熱回収認定業 者 への処理委託 量	熱回収認定業 者以外の熱回 収を行う業者 への処理委託 量	
		1	2	3	4	5	7	6	8	9	2+8	3+9	10	11)	12	13	14)
		自ら直接再生利 用した量等を含 めた事業場にお ける産業廃棄物 の合計量	中間処理をせず自 量	自ら直接処理した	自社内で中間処 理する前の量		④の量から⑥の 量を差し引いた 量	中間処理した後の残さ物量	自社内で再生利 用する量、又は 他人に売却した 量				自社内で処理を 行わず直接委託 した量と⑥のうち 処理業者に委託 して処理する量	優良認定処理業 者(廃棄物の処 理及び清掃に関 する条の11第2号 に該当する者)	中間処理後、有 効利用されてい る場合の委託量 (委託先から別の 業者に売却等さ れる場合を含 む。)	認定熱回収施設 設置者(廃棄物 の処理及び清掃 に関する法律第 15条の3の3第1 項の認定を受け た者)	認定熱回収施設 設置者以外の熱 回収を行っている 処理業者への焼 却処理委託量
	1 燃え殻																
	2 汚泥	63,228.10	0.00	0.00	63,228.10	0.00	61,936.70	1,291.40	0.00	0.00	0.00	0.00	1,291.40	0.00	1,291.40	0.00	0.00
	3 廃油																
律	4 廃酸																
	5 廃アルカリ																
	6 廃プラスチック類																
	1 紙くず																
-	2 木くず																
-	3 繊維くず																
-	4 動植物性残さ																
	5 ゴムくず																
-	6 金属<ず 																
	7 ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず																
令	8 鉱さい																
	9 がれき類																
	10 家畜ふん尿																
-	11 家畜の死体																
	12 動物系固形不要物																
	13 ばいじん																
	14 処分するために処理し たもの	•															
	合 計 総排出量①=②+③+(④-	63,228.10		0.00	63,228.10	0.00	61,936.70	1,291.40	0.00	0.00	0.00	0.00	1,291.40	0.00	1,291.40	0.00	0.00

[※] 総排出量①=②+③+ (④-⑥) +⑧+⑨+⑩

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。